

平成30年度 行政評価の概要

1 評価対象

「公の施設」を評価対象とする。

「公の施設」とは、地方自治法第244条第1項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、各分野において様々なサービスを提供する場として重要な役割を担うものである。

このことから、施設の効果的で効率的な管理運営やサービスの向上等を図るため、管理運営状況や利用状況等を把握するとともに、指定管理者制度導入や委託についての検討状況も確認し、それらを総合的に評価する。

2 対象施設

公の施設 744 施設のうち、小中学校、市立旭川病院、水道・下水道事業を除外した 661 施設のうち、正職員（再任用含む）が常駐する施設及び平成29年度包括外部監査で意見が付された施設の合計 68 施設を対象とする。

3 選定理由

- (1) 平成29年度 包括外部監査結果における意見
 - ・直営施設における指定管理者制度移行への検討と説明責任が、意見として付された。
- (2) 新たな公共施設の在り方とマネジメント
 - ・人口減少や少子高齢化の進展、施設の老朽化への対応が求められている。
⇒公共施設等総合管理計画と使用料・手数料の見直しと歩調を合わせる。
- (3) 評価サイクル
 - ・平成19年度、平成25年度と施設評価を実施しており、前回から5年が経過している。

4 評価の視点

- ・管理運営形態の見直しができないか（指定管理制度を導入できないか）
- ・利用状況とコストのバランスは適切か
- ・提供しているサービスに改善の余地はないか など

5 評価の流れ

